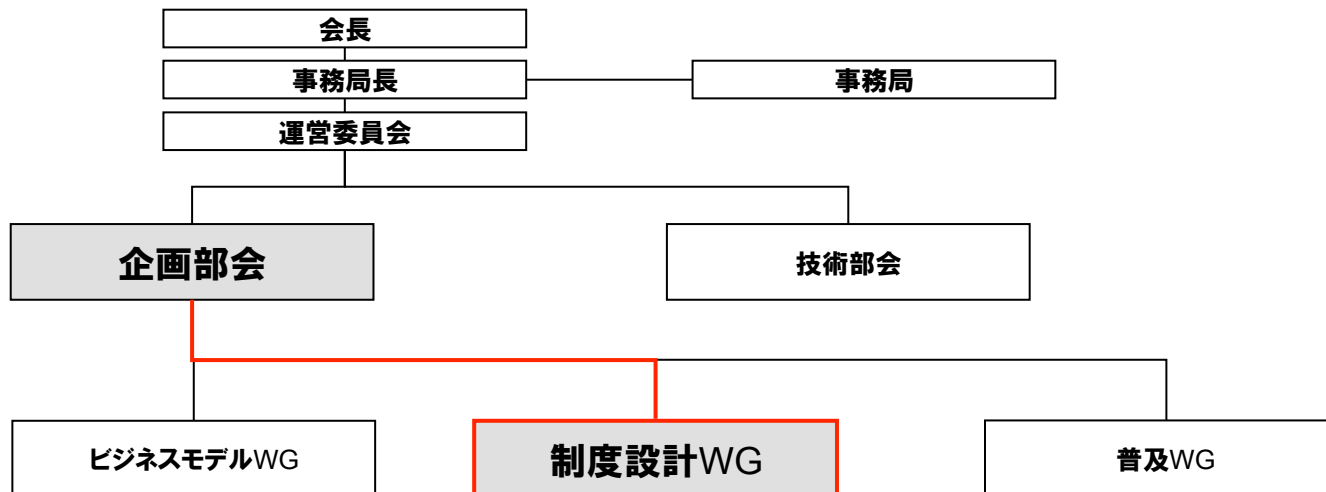


制度設計WG

社会基盤情報流通推進協議会 企画部会 制度設計WG

■体制



■メンバ(H26.3.31)

氏名	所属	備考
○小林 亘	東京電機大学(H26.4/1~)	主査
菊地英一、増田 祐介	(株)長大	いずれかが対応
坂森計則	日本工営(株)	
住田英二、山田秀之、南幸弘、 浦山利博、吉村方男	アジア航測(株)	いずれかが対応
政木英一、石井邦宙、山本尉太	国際航業(株)	いずれかが対応

制度設計WGにおける課題

地盤情報(ボーリング柱状図)を提供しているサイトの利用規約

国土交通省国土地盤情報検索サイト
KuniJiban

第3条(利用許諾の内容)

国土交通省等は、本利用規約に定める条件のもとで、本サイトで地盤情報を検索及び閲覧すること、ファイルをダウンロードすること、及びボーリング柱状図や土質試験等の地盤情報を非独占的に閲覧、複製、頒布、貸与及び販売することを許諾する。

かながわ地質情報MAP

1. 利用の制限

- ・本サイトで入手したデータをそのまま、もしくは複製して第三者に提供することを禁止します。
- ・本サイトで入手した資料に対し、改編・改ざんを一切禁止します。

(群馬県ボーリングMapなども同様)

制度設計WGにおける課題

地盤情報データ提供者へ確認すべき(とされている)事項

- 1) 利用規約・目的の確認
- 2) 原データの信頼性・品質の確認
- 3) 二次利用の資格要件の確認
- 4) 著作権等の権利関係の確認
- 5) 二次利用のための許諾事項の確認
複製、展示、譲渡、貸与、頒布(営利目的利用)、著作物への引用、当該サービスサイトへのリンク、個人情報の有無
- 6) 二次利用に向けて留意すべき禁止／制限事項の確認
- 7) 二次利用に当たっての遵守事項の確認
出典の記載、成果物の提出、二次利用後のリンク等の継承、利用誓約書の提出
(以下略)

「地盤情報の二次利用ガイド(総務省)」

制度設計WGにおける課題

現在のデータ提供の利用規約(ライセンス)の問題点

- 1) 改変・改竄となることを恐れてデータ処理ができない
- 2) 処理結果の公開、ビジネス化ができない
- 3) データ利用の許可や確認に手間と時間がかかる
- 4) 提供者によって条件がまちまちなのでデータを組み合わせることができない

制度設計WG

社会基盤情報の流通には安心してデータ提供、データ加工、データ利用を行えるデータのライセンス(利用ルール)が必要である。

データ利用ライセンスを考えるための有力な候補

著作権法、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作権法第一条

・・・著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権法第二条

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであるであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができます。



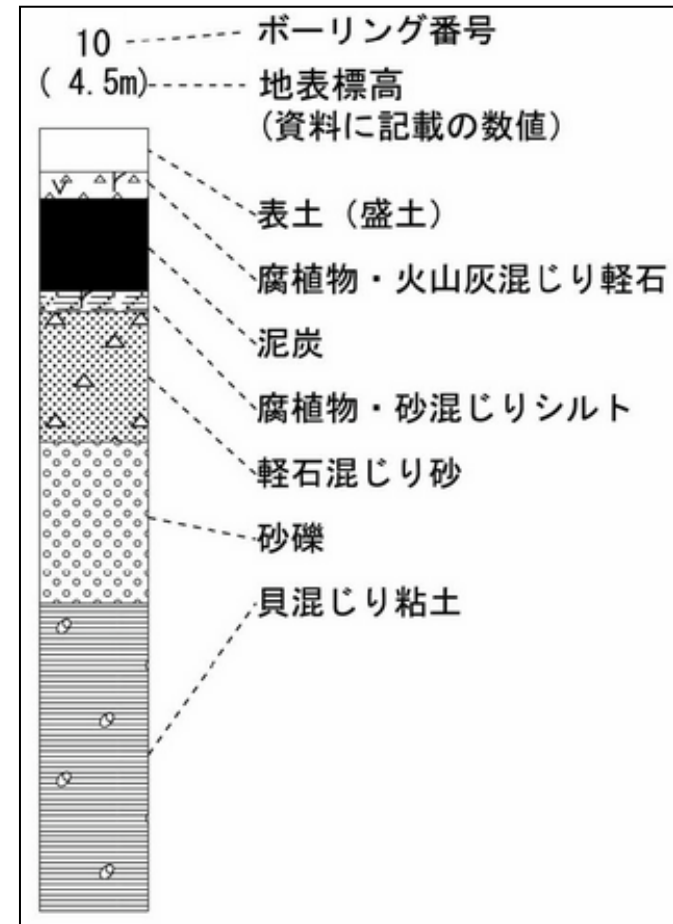
はたして全てのデータは著作物か

地質学書の著作権侵害事件

判例

地質調査結果について「客観的な自然科学上の事実で、創作性が低い」

「法は、著作物につき、思想又は感情を「表現」したものであることを要求し、自然的事象や社会的事情に関する単なる事実はもとより、アイデアや理論等の思想及び感情自体を保護の対象から除外するとともに、当該表現に創作性を要求している。また、右のアイデアや理論等の思想及び感情自体は、それが独創性・新規性のあるものでも、著作物性はないと解される。このようなものに著作物性を認めると、その他の者の表現活動に対する過度の制限となり、相当とはいえないからである。」



ボーリング柱状図の凡例の例
(裁判の資料ではありません)

著作権法やCCをそのまま準用するのは ..

制度設計WGが目指したもの

全てのデータを著作物として扱うべきか疑問がある

著作物を対象として作られたルールではデータをうまく扱えない部分がある（改変とデータ処理、多段階の処理における責任の所在など）

そこで、

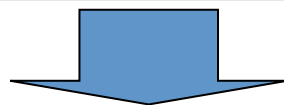
データに適したライセンスを検討することに

ただし、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのシンプルさや著作権法以外にも存在する権利（データ作成における契約で発生した権利など）を尊重し、データ提供者、データ加工者、データ利用者が共通して受け入れられるものを目指す

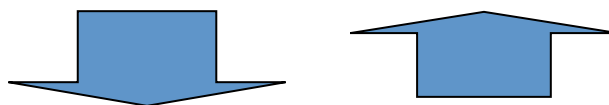
AIGIDライセンスの特徴

1. 改変

データは、文学、音楽、美術、映像等（著作物）とは異なり、そのまま鑑賞して楽しむものではなく、何らかの加工処理を必要とする。



著作権法もCC（クリエイティブ・コモンズ・ライセンス）も改変を禁止することができる。しかし、改変禁止を適用した場合にはデータの利用が事実上困難になるため、AIGIDライセンスでは改変禁止の条件を付与できないものとしている。



条件は付与できないが同時に改変の内容を詳しく想定し丁寧に記載することでデータ提供者の不安を取り除く工夫をしている。

AIGIDライセンスの特徴

1. 改変

2. データ処理の条件

第3条の利用者に対する一般事項(例えば、コンプライアンス条件;悪意のある改竄の禁止等)に従うことを前提に、以下の処理を許可する。ただし、処理結果(二次利用の成果)の公開の可否と公開の条件については次項による。

2-1 許可するデータ処理

- 1) データを利用できるようにするための処理(データ項目の削除・追加・順番の入れ替え、フォーマット変換、桁数の変更、単位系の変更、測地系の変換、テーブル分割、正規化、データベースへの格納、メタデータの生成など)
- 2) データの精度を向上させるための処理(異常値の排除、一部のデータの抽出(データの間引き)など)
- 3) 統計処理、解析処理、分析処理、データ補完、データ品質の付与(個々のデータへのランク付与など)
- 4) 可視化のための処理(地図化、表化、グラフ化など)

AIGIDライセンスの特徴

2. 利用目的

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは目的による区別が無い。目的を定めることは流通の範囲を狭める可能性があり、また、目的を定義することは難しいという問題もある。

しかしながら、AIGIDライセンスが対象としている社会基盤情報の多くは、公共機関等からのデータ提供が多く、データ整備に公費が投入されていることなどから、利用請求にあたり目的を問われること、利用者又は利用目的が公共に関するものには許可されることが多いなどのこれまでの知見から、目的を考慮に入れられるものとした。

公共目的への限定的な公開を可能にすることによって、区別なしに全てに公開しなければならない条件に比べて、部分的ではあるものの公開が可能となるデータが増え、データ提供の道筋がひらけると考えた。

AIGIDライセンスの特徴

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとAIGIDライセンス

条件	クリエイティブ・コモンズ・ライセンス	AIGIDライセンス	備考
改変禁止	○ (NC)	×	AIGIDライセンスではデータ利用における処理を前提としているため
表示	○ (BY)	○	AIGIDライセンスでは処理方法を明示するよう拡張
非営利	○ (ND)	○	公共目的によって条件を細分化
継承	○ (SA)	○	AIGIDライセンスで継承できるのは公開条件のみ
目的	×	○	公共目的に限るものを扱える
公開時のデータ提供者へのフィードバック	×	○	AIGIDライセンスではデータ提供者へのフィードバックが提供者利用者間の信頼感の醸成、データ公開の促進につながると考えた